平成３０年（フ）第１２１７号
大阪府枚方市渚元町11番20号
債務者　興梠加代子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２６０号
大阪市淀川区西三国１丁目２番38―402号、前住所大阪府吹田市江坂町５丁目２番３―105号
債務者　串間　晃代
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３１１号
大阪府高槻市津之江町３丁目35番13―104号
債務者　寺師由美子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３５０号
大阪市淀川区十三元今里１丁目９番32号　シングルテン　101号
債務者　上濵　光男
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３６６号
大阪府豊中市新千里東町２丁目４番Ｄ６―102号、前住所名古屋市名東区勢子坊２丁目1201番地（ライオンズヴィアーレ高針台弐番館115号）
債務者　藤原　早苗
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３９１号
大阪市住吉区沢之町２丁目８番14号
債務者　大河内直美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４０１号
大阪市城東区古市２丁目１番４―801号
債務者　小峠　節子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４２３号
大阪府吹田市内本町３丁目21番15号（201）
債務者　松田　小市
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４３４号
大阪府吹田市泉町２丁目45番31号（202）、前住所広島市佐伯区美鈴が丘緑３丁目６番21号
債務者　内山　正晴
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４４２号
大阪府東大阪市客坊町10番35号　広原ハイツⅡ　101
債務者　坂元　雄二
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４４４号
大阪府八尾市南久宝寺１丁目67番地の１シャルム久宝寺緑地305号
債務者　川崎　道世
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４５号
堺市西区平岡町274番地９
債務者　西村　　悠（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２６８号
大阪府藤井寺市野中５丁目９番１―201号
債務者　落合　紀子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２８５号
大阪府河内長野市木戸２丁目10番14―105号
債務者　稲田　真人
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２８９号
堺市堺区田出井町１番３―1803号、前住所堺市北区東浅香山町２丁59番地２　エヴァンス浅香201号
債務者　奥間　玄基
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３９４号
福岡市中央区春吉２丁目18番８―405号
債務者　津野　徳海
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４０２号
福岡市東区松田３丁目17番７―810号
債務者　中尾　尚美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部